

(1)予備登録（申請者が行う作業）

申請用パスワードを取得します。

※すでに令和4・5年度入札参加資格者名簿に登載されている方や、平成20～令和3年度に入札参加資格の認定を受けたが令和4・5年度に申請を行っていない方は(2)本登録から始めます。
入札参加資格申請を初めて行う方および平成19年度以前に入札参加資格の認定があった方は予備登録を行います。



(2)本登録（申請者が行う作業） 詳細な申請情報の登録を行います。



(3)添付書類の郵送(申請者が行う作業) 申請内容に応じた証明書類等を郵送します。



(4)本登録の内容の確認（協議会が行う作業） 本登録内容の確認が終了し、受理した場合は「担当者メールアドレス」「行政書士メールアドレス」宛てに「申請受理通知」メールを送信します。

また、本登録内容に修正が必要な場合や提出した書類に不備等がある場合は、「修正指示通知」メールを送信します。



(5)本登録内容の修正（申請者が行う作業）「修正指示通知メール」が届いた方は不足書類の提出や登録内容の修正を行います。



(6)入札参加資格申請の認定（各団体が行う作業） 受理された登録内容をもとに各団体が入札参加資格の認定作業を行います。

認定の場合は、各団体から「担当者メールアドレス」「行政書士メールアドレス」宛てに「資格審査結果認定完了通知」メールを送信します。

※複数の団体に申請した場合は、各団体から「資格審査結果認定完了通知」メールが送信されます。